

平成 30 年 9 月 5 日

一般社団法人

岐阜県経営者協会

会長 小川 信也 殿

岐阜労働局長



最低賃金引上げ支援策としての業務改善助成金及びキャリアアップ助成金
(賃金規定等改定コース) の周知について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岐阜県最低賃金については、本年8月31日付けで下記のとおり改正決定を行い、10月1日から時間額825円となります。この改正に伴う中小企業・小規模事業者の円滑な賃金引上げを支援するため、業務改善助成金及びキャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)の利用検討を積極的にご案内しております。

特に9月初旬の申請手続きによって、最低賃金の改正に伴う義務的な賃金引上げについても支給の対象となる場合があることから、傘下の事業場等に対して、できるかぎり早期に別添リーフレットを配布、周知いただきますようお願い申し上げます。

記

岐阜県最低賃金の改正決定

最低賃金額 (時間額)		引 上 げ 額 (引上げ率)	改 正 発 効 日
現 行 額	改 定 額		
800 円	825 円	25 円 (3.13%)	平成 30 年 10 月 1 日

(担当者)

岐阜労働局労働基準部

賃金室長 奥谷眞児

電話 058-245-8104

岐阜県最低賃金は、10月1日から 時間額825円に改正されます！

最低賃金は、パートタイマー・アルバイト・臨時・嘱託などの雇用形態や呼称に関係なく、働くすべての方に適用されます。
賃金が最低賃金額以上になっているか、必ず確認してください。

賃金の引上げを図っていただくため、
生産性向上を支援する助成金など支援制度があります。

支援制度の例 (注： 内は生産性要件を満たした場合)

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内の賃金の最低額を引き上げた場合、設備投資等費用の一部を助成します。

助成対象：事業場内の賃金の最低額が1,000円未満の中小企業・小規模事業者

助成率：7/10 3/4

(常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 4/5)

上限額

引上げ30円以上 上限額50～100万円

引上げ40円以上 上限額70万円

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

すべての有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定した場合、その人数に応じて助成します。

すべての有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定(2%以上増額改定)した場合

1～3人 9万5千円 12万円

4～6人 19万円 24万円

7～10人 28万5千円 36万円

11～100人 1人あたり2万8500円
3万6千円

(一部の賃金規定等を増額改定した場合には、お問い合わせください。)

注 各助成金を10月1日以降に申請される場合は、時間額825円からさらに賃金を引き上げる必要があります。

問い合わせ先

支援制度については

岐阜県働き方改革推進支援センター

電話 058-201-5832

最低賃金制度については

岐阜労働局賃金室 電話 058-245-8104